

大分県報

平成二十八年
号外（一四七）
十二月二十二日

（木曜日）

目次

人事委員会規則

職員の給与の支給等に関する規則の一部改正……………
一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部改正……………

○人事委員会規則

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十二月二十二日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

大分県人事委員会規則第三十七号

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給等に関する規則（昭和三十二年大分県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「第十八条第一項」の下に「又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十五年大分県条例第四十二号。以下「任期付職員条例」という。）第四条」を加える。

第二十三条の二第一項中「一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十五年大分県条例第四十二号。以下この項において「任期付職員条例」という。）第五条第二項」を「任期付職員条例第八条第二項」に改め、同項第十一号から第十四号までの規定中「第四条第一項」を「第七条第一項」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十二月二十二日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

大分県人事委員会規則第三十八号

一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則

一般職の任期付職員の採用等に関する規則（平成十六年大分県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第四条第四項及び第六条」を「第七条第四項及び第九条」に改める。

第二条中「第二項第一項及び第二項」を「第二条から第四条まで」に、「人事異動通知書を」を「人事異動通知書又はこれに準じて任命権者が交付する人事異動の通知書を」に改める。

第三条中「第四条第四項」を「第七条第四項」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。